

ハウスプラス届出・登録事業者の皆様へ

建設工事中のリスクも引渡し後のリスクもまとめて補償!!

HP団体総合Web保険

ハウスプラス住宅保証では、届出・登録事業者の皆様の事業経営の安定に資するため、届出・登録事業者様専用のHP団体総合Web保険をご用意いたしました。

加入システムが
新しくなりました!
詳細はP26～P28を
ご参照ください。

インターネットでの加入・更新手続きをお願いします!

どこでも! スマートフォンで手続きができます!

便利! 加入後すぐにマイページで
加入内容の確認ができます!



簡単! お申込みは口座振込で簡単!

安心! 満期前に更新案内メールをご案内します!

いますぐアクセス!! ▶ HP団体総合Web保険

検索



<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/pamphlet/P000050/202602/00001/qxJWtNzrhF>

募集概要

新規加入
更新加入

申込締切

2026年1月15日(木) < 締切にご注意ください

保険期間

2026年2月1日(日)午後4時～2027年2月1日(月)午後4時

中途加入

申込締切

毎月15日(2月のみ13日となります。)

補償期間

申込締切日の翌月1日の午後4時～2027年2月1日(月)午後4時

加入・保険料払込方法

インターネットでのお手続きになります。

必要事項をご入力の上、各登録事業者様ごとに申込締切日までに指定の口座へお振込みください。

※この保険はハウスプラス住宅保証株式会社を契約者として、ハウスプラス届出・登録事業者を被保険者とするHP団体総合Web保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はハウスプラス住宅保証株式会社が有します。

※このパンフレットは、HP団体総合Web保険の内容をご紹介したものです。なお、詳細は、契約者であるハウスプラス住宅保証株式会社にお渡ししております約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

ハウスプラス住宅保証株式会社

建設工事中のリスクも引き渡し 後のリスクも まとめて補償！

HP団体総合Web保険は、建設工事保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険がセットとなった保険です。

基本補償

工事中

対象となる工事の工事期間中に発生した損害を補償します。

建設工事保険

保険期間中に火災、台風、盗難、作業ミスなどの不測かつ突発的な事故によって、対象工事の工事の目的物や工事用仮設物などに生じた物的損害を補償します。

例えば



建設中の建物が放火により焼失した。



工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。

各種工事や作業などの遂行によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。

請負業者賠償責任保険

対象工事の遂行等に起因して、保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

例えば



管理ミスで建設現場の資材が倒れ、近くで遊んでいた子供がケガをした。



足場の架設工事中に、誤って工具を落としてしまい、通行人がケガをした。



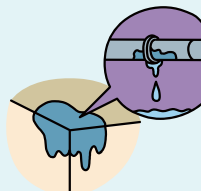
引渡後

引渡しが終わった工事・作業によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。

生産物賠償責任保険

工事物件の引渡し後に、施工ミス等によって保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

例えば



水道工事に不備があり、工事完了後に水漏れが発生。壁紙やフローリングを汚損した。



外壁工事にミスがあり、工事完了後に一部が落下。歩行者がケガをした。

Point 生産物・業務の目的物に対する補償も対象です！

通常の生産物賠償責任保険では自社施工部分(仕事の目的物)は補償の対象となりません。
ハウスプラスの生産物賠償責任保険は補償できる範囲を拡大しています。

支払限度額

1事故・1請求	保険期間中
500万円	500万円

HP団体総合Web保険の特徴

- 特徴1 ハウスプラス届出・登録事業者様専用の団体保険！
- 特徴2 WEBで簡単に加入できる！
- 特徴3 オプションとして、工事現場以外に保管している資材等も補償（動産総合保険）！
- 特徴4 オプションとして、サイバー攻撃や情報漏えいによる賠償リスクも補償！（サイバーリスク保険）
- 特徴5 建売住宅、リノベーション住宅、無償工事も補償！
- 特徴6 工事ごとの通知が不要で事務処理も簡単！

保険料は全額
損金処理できます！

オプション

①動産総合保険

日本国内において資材倉庫等工事現場外の建物内に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築用材料が、火災、不測かつ突発的な事故で損害を受けた場合、補償します。

※工具は保管中のみ対象（特定する必要あり）
機械類は対象外

現場外建物内
材料対象



②サイバーリスク保険

事業活動を取り巻くサイバーリスクに起因して発生した各種損害を1つの保険で包括的に補償します。
保険による補償とは別に、「サイバーリスク総合支援サービス」がご利用いただけます。



プラス

建設工事保険（総括契約）

基本補償

対象となる工事・対象とならない工事

(1) 次のような工事が対象となります。

対象となる工事の例

住宅、ビル等の建物の建築工事（増築、改築工事を含みます。）
等



(2) 次の工事は、お引き受けいただけませんので、ご注意ください。

対象とならない工事

- 解体、撤去、分解または取片づけのみの工事
- 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施行方式の工事で、被保険者が施行する部分以外の工事

等

【保険責任の始期および終期】

- 対象工事ごとに、保険期間の初日の午後4時または加入者が工事に着工した時のいずれか遅い時に始まります。工事用材料および工事用仮設材については、保険期間の初日の午後4時または工事現場において輸送用具からその荷卸しが開始した時のいずれか遅い時に始まります。
- 対象工事ごとに、保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）のいずれか早い時に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

保険の対象

(1) 保険の対象は対象工事の工事現場*1に所在する次の物となります。

保険の対象	保険の対象の範囲
①本工事の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工事物件（発注者から支給された支給材料を含みます。） （例）住宅、空調設備、家電品
②本工事に付随する仮工事の目的物	本工事を行う際に必要な一時的な構造物 （例）支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工、工事用道路工、仮排水路工
③工事用仮設物	本工事・仮工事を行うために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、保安設備および照明設備
④工事用仮設建物	本工事を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 （例）現場事務所、宿舍、倉庫
⑤工事用仮設建物内の什器・備品	工事用仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
⑥工事用材料	本工事の目的物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材（発注者から支給された支給材料を含みます。） （例）ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
⑦工事用仮設材	本工事に付随する仮工事の目的物、工事用仮設物または工事用仮設建物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材 （例）コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

※③～⑦に掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれません。
*1 工事現場とは、工事の施工される場所および工事遂行のために用いられる作業場の全域をいいます。対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物が工事現場と離れた場所に設けられる場合は、その場所も工事現場に含みます。

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

- 据付機械設備等の工事用仮設備*2および工事用機械器具*3
 - 設計図書、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
 - 通貨、有価証券その他これらに類する物

*2 例：発電機、変圧器、パッチャープラント、受電設備、変電設備または荷役設備等
*3 例：パワーショベル、掘削機、クレーン、ブルドーザー、杭打機械、測量機器、金槌づち、鋸のこぎりおよび金型等

お支払いの対象となる主な場合

工事現場における火災をはじめとする次のような不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。詳細は、普通保険約款・特約条項（以下「保険約款」といいます。）をご参照ください。

補償内容

基本補償

①火災、落雷、破裂・爆発



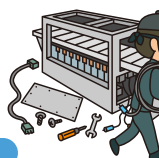
事故例
建設中の建物が放火により焼失した。

②風災、雹災、雪災、水災、ひょう



事故例
台風で建設中の建物が浸水した。

③盗難



事故例
工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。

※①の事故以外の不測かつ突発的な事故は免責金額5万円

こんな場合も補償します（自動セット）

特別費用担保特約条項

保険金を支払うべき損害が生じた保険の対象の復旧期間を短縮するために、通常要する費用を超える貨物運賃（ただし、国際間の航空貨物運賃を含みません。）および残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用をお支払いします。



Point 復旧費単価上昇担保特約条項

復旧費を算出するにあたって、請負金額を構成する費目ごとに、次の単価を考慮し、請負金額の積算単価を超えて損害保険金をお支払いします。ただし、費目ごとに、請負金額の積算単価の130%が上限となります。
①物価または労務費の上昇の影響を受けた結果要した単価
②保険の対象の購入単位の違いにより要した単価



メンテナンス期間に関する特約条項（フル・メンテナンス）（12か月免責100万円または損害の額の20%のいずれか高い額）

工事の請負契約上、発注者以外の被保険者が自らの費用で復旧すべき責任を有する損害のうち、工事の目的物の引渡後のメンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次のいずれかに該当する事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
a. 発注者以外の被保険者が工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故
b. 保険の対象についてその引渡しの時（引渡しを要しない場合は、その工事の完成の時）以前の工事期間中に工事現場において発生した施工（試運転および負荷試験を含みます。）の欠陥による事故
c. 保険の対象の設計、材質または製作の欠陥による不測かつ突発的な事故
※更新されない場合はメンテナンス期間に限らず、満期までが補償期間となります。

お支払いの対象となる保険金・支払限度額・免責金額

①損害保険金

損害の額から免責金額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

損害保険金

=

復旧費

+

損害の拡大防止費用

-

残存物価額

-

免責金額

! 1回の事故につき、次の支払限度額を限度としてお支払いします。また、保険期間中にお支払いする損害保険金の総額は、次のとおりです。

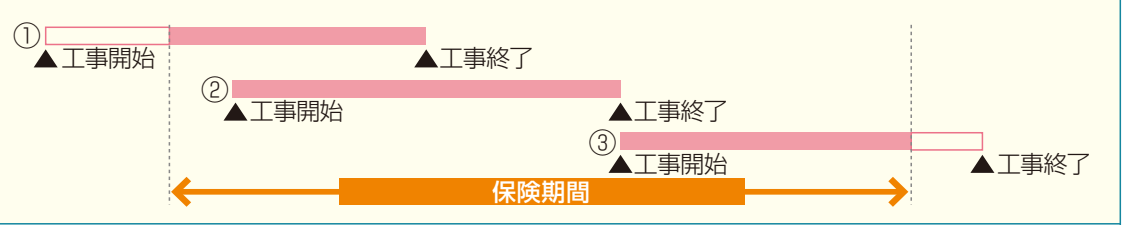
工事保険の種類	支払限度額		免責金額
	1事故	保険期間中	
建設工事保険	対象工事ごとの保険金額	無制限	火災・落雷・破裂・爆発 その他 5万円

総括契約をご契約されるお客様へ

保険期間中に施工している全ての建設工事のうち、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事のすべてを対象としてご契約いただく方式です。

保険の申込みは、ご契約時の一度で済みます。

また、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事で保険期間中に施工している全ての建設工事が自動的に対象となりますので、保険の手配漏れの心配がありません。詳細は、「保険約款」をご確認ください。

	完成工事高基準方式 
対象工事	被保険者が保険期間中に施工している全ての建設工事 ※以下の工事は対象となりませんので、ご注意ください。 ① 共同企業体（ジョイントベンチャー）方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事 ② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事 ③ 鋼構造物または土木工事を主体とする工事等の建築工事以外を主体とする工事 ④ 海外で行う工事 ⑤ 請負金額が100億円を超える工事
保険責任の始期	対象工事ごとに、保険期間の初日の午後4時または加入者が工事に着工した時のいずれか遅い時に始まります。工事用材料および工事用仮設材については、保険期間の初日の午後4時または工事現場において輸送用具からその荷卸しが開始した時のいずれか遅い時に始まります。
保険責任の終期	対象工事ごとに、保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）のいずれか早い時に終わります。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。
保険金額	1対象工事ごとに請負金額を限度として保険金を支払います。

※ 暫定保険金額が過少に申告された場合は支払保険金が削減されます。

※ 総括契約特約条項（不精算）をセットいただいた場合の暫定保険金額は、ご契約時に把握可能な直近の会計年度（1年間）に施工された対象工事の完成工事高の総額とします。

※ 工事が着工された後でも、工事用材料および工事用仮設材については、保険期間の初日の午後4時または工事現場において輸送用具から荷卸しを開始した時のいずれか遅い時から補償します。

請負業者賠償責任保険

基本補償

次のような賠償リスクを補償します。

仕事の遂行に起因する対人・対物事故への賠償

仕事の遂行に起因する対人・対物事故^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例

建設工事中に誤って
梯子を倒してしまい、
駐車していた車を破損した！



施設の欠陥に起因する対人・対物事故への賠償

施設に起因する対人・対物事故^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例

従業員の寄宿舎で
ガス漏れによる事故が起こり、
近隣の住宅が破損した！



^{*1} 保険期間中に日本国内において発生したものに限りします。

こんな場合も補償します（自動セット）

Point



管理下財物損壊担保特約条項

●支払限度額：基本補償と同じ（共有）

例えば

電気配線工事中に、誤って作業していた基盤を破損してしまった！
こんなときの基盤の所有者に対する賠償リスクを補償します。

記名被保険者等が占有・使用する、直接作業を加えているまたは借りている財物（^{*2}）の損壊について、被保険者が正当な権利（所有権等）を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

^{*2} リース・レンタル財物および支給財物は含まれません。

Point



支給財物損壊担保特約条項

●支払限度額：1事故500万円 ●免責金額：1事故5万円
●保険金を支払うべき損害の額を含めて、申込時にシステムにて選択した支払限度額を限度とします。

例えば

エアコン設置工事の発注者から支給されたエアコンを、
設置中に破損してしまった！
こんなときのエアコンの所有者に対する賠償リスクを補償します。

支給財物の損壊について、被保険者が正当な権利（所有権等）を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。



リース・レンタル財物損壊担保特約条項

●支払限度額（1事故または1請求）：500万円 ●免責金額：5万円

作業場・施設の内部または一時的にこれらの場所の外部において使用・管理している間にリース・レンタル財物を損壊したことについて、被保険者が正当な権利（所有権等）を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

●保険金を支払うべき損害の額を含めて、申込時にシステムにて選択した支払限度額を限度とします。
※盗難・紛失は補償対象外です。

例えば

リースしたショベルカーを作業場
内で保管中、工具をぶつけ、アームを破損してしまった！
こんなときのリース会社に対する賠償リスクを補償します。



被保険者間交差責任担保特約条項 （Both Way）

被保険者相互間において負担する賠償損害に対して、保険金をお支払いします。

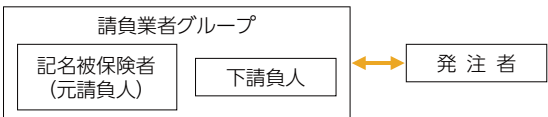
Both Way

発注者と請負業者グループ（発注者から仕事を請け負う記名被保険者およびその下請負人）相互間の賠償責任（^{*3}）

^{*3} 対人事故については、記名被保険者またはその下請負人が発注者に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に限り、保険金をお支払いします。

例えば

発注者が施工中に、誤って施工部分を破損してしまった！
こんなときの請負業者グループに対する賠償リスクを補償します。



お支払いする保険金の種類

事故発生

事故の初動対応

① 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用

② 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

事態への対処・訴訟対応

③ 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

④ 協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

事態収束

⑤ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金



法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止軽減費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 争訟費用} + \text{④ 協力費用}$$

例外 「⑤法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、③争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{③ 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤ 法律上の損害賠償金}}$$

⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑤ 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

【被保険者の範囲】

- ①記名被保険者^{*}
- ②記名被保険者および記名被保険者の下請負人の使用人
- ③記名被保険者および記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ④記名被保険者が法人以外の団体である場合は、その構成員

- ⑤記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
- ⑥記名被保険者の下請負人^{*}

^{*}記載の①⑥が記名被保険者等となります。

支払限度額と免責金額

※加入対象者：ハウスプラス届出・登録事業者様

ご契約にあたっては、支払限度額を設定していただきます。業種や想定される事故に応じて個別に設定してください。

担保項目	支払限度額			免責金額
	被害者1名	1事故・1請求	保険期間中	
対人・対物賠償共通（CSL）	1、2、3、5億円	左記同様	左記同様	なし

次のような賠償リスクを補償します。

製造・販売・提供した製品・商品による対人・対物事故への賠償

生産物に起因する対人・対物事故^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例

引渡後の新築住宅の屋根瓦が取付け不良のため落下し、庭にいたお施主さまにケガをさせてしまった。
(屋根瓦の補修も対象)

こんな事故にも

- 外壁工事にミスがあり、工事完了後に一部が落下。歩行者がケガをした。



行った工事・サービスの結果による対人・対物事故への賠償

仕事の結果に起因して仕事の終了後に発生した対人・対物事故^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例

手すりの取付けに不具合があったため施主さまがケガをした。

こんな事故にも

- 太陽光パネルの設置時に屋根にビスを打ったところ、工事完了後に雨漏りが発生し、室内が汚損した。



^{*1} 保険期間中に日本国内において発生したものに限りします。

Point

生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項により
生産物・業務の目的物に対する補償も対象です!

通常の生産物賠償責任保険では自社施工部分(仕事の目的物)は補償の対象となりません。
ハウスプラスの生産物賠償責任保険は**補償できる範囲を拡大**しています。

次の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- ① 生産物
 - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
- ただし、補償対象となるのは、その財物がこの保険で対象となる対人・対物の原因となった場合に限りします。生産物の損壊が単独で発生した場合等は補償対象外となりますので、ご注意ください。

支払限度額	
1事故・1請求	保険期間中
500万円	500万円

お支払いする保険金の種類

事故発生

事故の初動対応

① 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用

② 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

事態への対処・訴訟対応

③ 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

④ 協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

事態収束

⑤ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金



法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

お支払いする保険金

=

① 損害防止軽減費用

+

② 緊急措置費用

+

③ 争訟費用

+

④ 協力費用

例外 「⑤法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、③争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

お支払いする保険金

=

③ 争訟費用

×

支払限度額

⑤ 法律上の損害賠償金

⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。
ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。

お支払いする保険金

=

⑤ 法律上の損害賠償金

-

免責金額

【被保険者の範囲】

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人
- ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
- ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

支払限度額と免責金額

※加入対象者：ハウスプラス届出・登録事業者様

ご契約にあたっては、支払限度額を設定していただきます。業種や想定される事故に応じて個別に設定してください。

担保項目	支払限度額			免責金額
	被害者1名	1事故・1請求	保険期間中	
対人・対物賠償共通 (CSL)	1、2、3、5億円	左記同様	左記同様	なし

様々な危険から大切な財産をお守りします。

各種の動産が保険の対象となります。

資材を資材置場から輸送中に
事故で資材が損傷した。



倉庫内に保管していた資材が
盗まれてしまった。
※ただし、施錠中に限ります。



保険の対象	屋内に保管中の大工道具や工事用機械器具等の工具 屋内に保管中または輸送中の建築用資材 ※建築用資材の野積み・屋外の保管中における事故による損害は保険金のお支払いの対象とはなりません。 ※紛失、置き忘れは保険金のお支払いの対象とはなりません。 ※工具について、保管場所に保管されている工具・機械器具のみ対象です。資材については、屋内に保管中または輸送中の建築用資材・部材が対象です。
保険金額	[工具・資材] 時価額に基づき各々最大100万円 ※保険金は時価額を基準にお支払いします。 ※補償対象とする動産を全て特定いただけます。なお100万円を超える動産については100万円と設定してください。
免責金額	なし

保険金のお支払い対象となる事故

保険金をお支払いできない場合として定められていないかぎり、**不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害**が保険金のお支払い対象となります。



火災



落雷



破裂・爆発



風災、雹災、雪災



盗難*1



煙害、給排水管の事故による水濡れ

運送中の
衝突・脱線・転覆などの事故

航空機の墜落、航空機からの
落下物による事故

建物・構築物の倒壊

その他の不測かつ突発的な
事故による破損

*1 資材について、建物等に収容されていない保険の対象について生じた盗難は免責となります。

- 本保険では、臨時費用保険金不担保特約が自動付帯されるため、保険約款記載の臨時費用保険金はお支払いできません。
- 「保険金のお支払いが何回あっても保険金額（ご契約金額）は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額（ご契約金額。時価額が保険金額より低い場合は時価額。）に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

保険金のお支払い方法

保険金は次のとおりお支払いします。

① 損害保険金

保険の対象（ご契約の対象となる動産）について発生した損害について損害保険金をお支払いします。

- 損害額は、時価額にもとづき算定します。
- お支払いする損害保険金は、保険金額（ご契約金額）を限度とします。
（ただし、保険金額（ご契約金額）が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。）

＜お支払いする損害保険金＞

全損（全部損害）の場合…時価額または保険金額（ご契約金額）のいずれか低い額をお支払いします。

分損（一部損害）の場合…通常の修理費用を損害額としてお支払いします。

ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。なお、保険金額（ご契約金額）が時価額に満たない場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

損害保険金

=

損害額

−

免責金額
(自己負担額)

×

保険金額（ご契約金額）

時価額

- 保険金のお支払いが何回あっても保険金額（ご契約金額）は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額（ただし、保険金額（ご契約金額）が時価額を超える場合は、時価額とします。）に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。



ご注意

上記計算式の通り、保険金額（ご契約金額）が時価額より低い場合はお支払いする損害保険金が削減される場合があります。保険金額（ご契約金額）は時価額いっぱい設定してください。

② 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象（ご契約の対象となる動産）の残存物の取片づけ費用をお支払いします。

- 次の計算式による金額を限度として、実際に支出した費用をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金限度額

=

損害保険金

×

10%

- 残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額（ご契約金額）を超過する場合にもお支払いします。

③ 損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。

- 保険金額（ご契約金額）または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。

④ 権利保全費用

保険会社が保険金をお支払いすると引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。



詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

サイバーリスク保険

オプション②

おすすめ

平時のリスク軽減から、万が一の際の経済的補償までサポートします。

- 1

包括的な補償

事業活動を取り巻くサイバーリスクを1つの保険で包括的に補償します。
- 2

サイバー攻撃の“おそれ”の調査費用、
コンピュータシステムの復旧費用、再発防止費用も補償

サイバー攻撃の“おそれ”が発見された時点で外部機関へ調査を依頼する費用や、事故によって機能停止したコンピュータシステムの復旧費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。
- 3

緊急対応費用を補償

結果的にサイバー攻撃がなかった場合における、サイバー攻撃の有無の確認費用等も補償します。
- 4

海外でなされた損害賠償請求も補償

海外でなされた損害賠償請求についても補償します。

サイバーリスク保険に加入するメリット!!

一般で加入するサイバーリスク補償はサイバーセキュリティの対応状況のヒアリングが必要ですが、本サイバーリスク保険ではヒアリングが不要のため簡易に加入することができます。

【被保険者の範囲】	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。
-----------	---

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー 行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータ システム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコン ピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.15の<セキュリティ事故とは><風評被害事故とは>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
人格権・著作権等 の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信（記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

サイバーリスク保険の補償内容

(1) 損害賠償責任に関する補償

●賠償責任保険普通保険約款 + サイバーリスク特別約款

コンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●法律上の損害賠償金
●争訟費用（弁護士費用等）
●協力費用

事故例



サイバー攻撃によりウイルスに感染し、他人に損失を与えてしまい、法律上の損害賠償責任が発生した…



損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉に弁護士や訴訟費用が必要…

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。*1 *2

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）

a.他人の事業の休止または阻害

b.磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。）

c.その他の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）

*1 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

*2 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。



お支払いの対象となる損害

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）

③協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金

合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

②・③の費用

合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

13

14

サイバーリスク保険 オプション②

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（前ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

- 緊急対応費用
- サイバー攻撃対応費用
- 原因・被害範囲調査費用
- 相談費用
- コンピュータシステム復旧費用
- その他事故対応費用
- 再発防止費用
- 訴訟対応費用

事故例



サイバー攻撃の有無を調査するのに費用が掛かった…



個人情報漏えいの被害者に対して、謝罪するための見舞品を購入した…

① サイバーセキュリティ事故対応費用（②の訴訟対応費用以外）

保険金をお支払いする場合

次表記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りします。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りします。

※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限りします。aについては固有のお支払条件があります（P.17（※2）ご参照）。

<セキュリティ事故とは>

P.14（1）損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa.緊急対応費用およびb. サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、次表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. 緊急対応費用 (※1)(※2)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限りします。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） （イ）コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円
b. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(※3)によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。	100%	1事故・保険期間中 1,000万円 (※4)	1事故・保険期間中 1,000万円
c. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(※5) ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「f. その他事故対応費用コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）	100%	1事故・保険期間中 1,000万円 (※4)	1事故・保険期間中 1,000万円
e. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。(※5)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円

サイバーリスク保険 オプション②

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
f. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e、g、次頁「訴訟対応費用」を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。 ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。） ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	1事故・保険期間中 1,000万円
	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*5) 公表等の措置(*6)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。）	100%	被害者 1名につき 1,000円	1事故・保険期間中 1,000万円
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。） ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*6)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りします。	100%	被害法人 1法人につき 5万円	1事故・保険期間中 1,000万円
	ク. クレジット情報モニタリング費用(*5) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*5) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	1事故・保険期間中 1,000万円
	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます(*5)。 ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用、e.コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円

(※1) 情報漏えい限定補償プランでは補償対象外です。

(※2) サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービス（P.19ご参照）を含みます。）にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(※3) 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(※4) b.サイバー攻撃対応費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用で共有します。

(※5) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。

(※6) 次のいずれかをいいます。
① 公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りします。）
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付
④ 公的機関からの通報

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

POINT 緊急対応費用で補償対象となる事故の例

●想定事故例

自社オンラインショップのレスポンスが突然悪化し、一時的にアクセスができない状態になった。サイバー攻撃が疑われたので、サイバー攻撃の有無の確認を外部業者に依頼した（調査の結果、サイバー攻撃は発生していなかった。）。

●ご注意いただきたい点

- パソコンの恒常的な動作不良等、突発性のない事象に対応するための費用は補償対象外となります。
- 保険金のご請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りします。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りします。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。
※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 1,000万円	1 請求・保険期間中 1,000万円

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

サイバーリスク保険 オプション②

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概 要	提供主体
緊急時ホットラインサービス (無料)	お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 東京海上日動の 緊急時ホットラインサービス*1 0120-269-318	サイバーリスク保険 ご加入様限定
情報・ツール提供サービス (無料)	Tokio Cyber Port上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。①インシデント対応フロー②従業員の皆様向けテキスト③サイバーリスク情報誌④メールマガジンの定期配信（サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等）	どなた様でも ご利用いただけます*2
サイバーリスク・ モニタリングサービス (無料)	お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。	サイバーリスク保険 ご加入様限定*3
ベンチマークレポートサービス (無料)	米国ガイドワイア社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。	サイバーリスク保険 ご加入様限定*3
簡易リスク診断サービス (無料)	お客様のリスクについて、一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する予想最大損失額を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用いただけます*2
サイバーソリューションナビ (専門事業者紹介サービス)	セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせた最適なソリューションをご案内するツールです。	

※サービスの内容は、変更・中止となる場合がございます。

(※1) ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」を確認させていただきます。

(※2) ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(※3) 情報漏えい限定補償プランのご契約者はご利用いただけません。

保険料例

完成工事高 (千円)		基本補償				+	オプション②
		建設工事保険 + 請負業者賠償責任保険 + 生産物賠償責任保険					サイバーリスク 保険
		年間保険料 (円)					
以上	以下	プラン① (支払限度額1億円)*	プラン② (支払限度額2億円)*	プラン③ (支払限度額3億円)*	プラン④ (支払限度額5億円)*		年間保険料 (円)
0 ~ 10,000		17,650	18,940	19,800	21,020		47,700
10,001 ~ 20,000		32,630	35,170	36,880	39,300		48,420
20,001 ~ 30,000		54,520	58,740	61,580	65,630		49,140
30,001 ~ 40,000		78,250	84,360	88,480	94,340		49,870
40,001 ~ 50,000		94,260	101,710	106,720	113,860		50,600
50,001 ~ 60,000		118,940	128,370	134,730	143,770		51,330
60,001 ~ 70,000		142,580	153,870	161,470	172,300		52,050
70,001 ~ 80,000		164,450	177,460	186,230	198,690		52,770
80,001 ~ 90,000		189,070	204,020	214,090	228,420		53,510
90,001 ~ 100,000		202,560	218,570	229,360	244,700		54,230
100,001 ~ 110,000		202,820	218,810	229,580	244,900		54,960
110,001 ~ 120,000		222,820	240,310	252,090	268,850		55,690
120,001 ~ 130,000		241,930	260,850	273,590	291,720		56,410
130,001 ~ 140,000		243,100	262,050	274,810	292,970		57,140
140,001 ~ 150,000		262,460	282,860	296,600	316,150		57,860
150,001 ~ 160,000		265,670	286,270	300,140	319,880		58,600
160,001 ~ 170,000		268,810	289,610	303,610	323,540		59,320
170,001 ~ 180,000		272,310	293,330	307,500	327,650		60,140
180,001 ~ 190,000		273,690	294,790	308,990	329,210		61,210
190,001 ~ 200,000		274,370	295,490	309,710	329,940		62,280
200,001 ~ 210,000		275,180	296,290	310,510	330,730		62,960
210,001 ~ 220,000		294,150	316,600	331,720	353,220		63,260
220,001 ~ 230,000		301,130	324,010	339,410	361,320		63,560
230,001 ~ 240,000		304,600	327,640	343,150	365,230		63,850
240,001 ~ 250,000		314,830	338,550	354,520	377,230		64,150
250,001 ~ 260,000		338,790	364,210	381,330	405,690		64,440
260,001 ~ 270,000		346,300	372,200	389,630	414,440		64,740
270,001 ~ 280,000		352,210	378,460	396,140	421,280		65,040
280,001 ~ 290,000		370,570	398,100	416,630	443,000		65,330
290,001 ~ 300,000		379,160	407,250	426,150	453,050		65,630

*支払限度額は、賠償責任保険に適用される金額です。

完成工事高3億円以上のプランもございます。詳細はパンフレット裏面のお問合せ窓口までご連絡ください。

オプション① 動産総合保険

保険金額	年間保険料
時価額に基づき 各々最大100万円	左記保険金額が各々 100万円の場合 合計 9,450円

保険期間：2026/2/1～2027/2/1、払込方法：一時払

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、サイバーリスク保険に保険料不精算特約が付帯されています。

ご加入時に保険料を確定いただきますので、保険期間終了後に保険料の精算はいたしません。過少申告であった場合は支払保険金が削減払いされます。

保険金をお支払いできない主な場合

建設工事保険 基本補償

- 次の損害または費用に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。詳細は「保険約款」をご確認ください。
 - ① ご契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。
 - ③ 風、雨、雪、雹、砂塵等の保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、保険金をお支払いする場合の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた損害を除きます。
 - ④ 寒気、霜または氷（雹を除きます。）によって生じた損害
 - ⑤ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
 - ⑥ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害

請負業者賠償責任保険 基本補償

- 次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、団体代表者にお渡ししている約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。
 - ① 次の賠償責任
 - a. 記名被保険者等が所有・使用・管理する財物^(※1)の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - b. 記名被保険者等以外の被保険者が所有・使用・管理する財物^(※1)（aの財物を除きます。）の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
 - 以下特約条項を付帯しているため、一部が補償対象（復活担保）となります。詳細は以下記載の特約条項をご確認ください。
 - 【自動セット】 管理下財物損壊担保特約条項
 - 【自動セット】 支給財物損壊担保特約条項
 - 【自動セット】 リース・レンタル財物損壊担保特約条項
 - ② 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した土地の沈下・隆起・振動・軟弱化等による土地や建物等の損壊、地下水の増減等
 - ③ 騒音
 - ④ 自動車・原動機付自転車・航空機の所有・使用・管理^(※2)
 - ⑤ 記名被保険者等の占有を離れた商品・飲食物・施設外にあるその他の財物
 - ⑥ 仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
 - ⑦ ちり・ほこり

- *1 次のものをいいます。
 - a. 所有する財物 b. 占有または使用している財物 c. 直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
 - d. 借りている財物（リース契約により占有する財物を含みます。） e. 保管施設において保管するために預かっている財物 f. 支給財物
- *2 記名被保険者等が作業場または施設の内部で所有・使用・管理するブルドーザー等の工作車に起因する損害は、自賠責保険契約または自動車保険契約により補償されるべき金額を超える部分がお支払いの対象になります。
- *3 地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害（台風等）については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

【自動セット】 管理下財物損壊担保特約条項^(※4) 固有

- ① 次の財物の損壊による損害
 - a. 記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人が所有する財物・もっぱら仕事以外の目的のために使用する財物
 - b. 貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）・証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・印章・稿本・設計書・雛型その他これらに類する財物
 - c. 記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物（仕事の遂行のために借りている従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。）^(※5)
 - d. 記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物
 - e. 記名被保険者等が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物（工事用仮設物の材料を含みます。）^(※6)
 - f. 記名被保険者等が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場の内部において発生したものである場合には適用しません。

- ⑦ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化による損害
- ⑧ 被保険者が、対象工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ⑨ 工事用仮設材として使用される矢板、杭、H型钢その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑩ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑫ 湧水の止水または排水費用を支出したことによる損害
- ⑬ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ⑭ サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合を除きます。

等

- ⑧ 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料・鉄粉・鉄錆または火の粉の飛散・拡散
- ⑨ サイバー攻撃
- ⑩ 石綿（アスベスト）・石綿の代替物質（これらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- ⑪ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑫ 排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑬ 医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ⑭ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- ⑮ ご契約者・被保険者の故意
- ⑯ 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議
- ⑰ 地震・噴火・洪水・津波・高潮^(※3)
- ⑱ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑲ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

等

【自動セット】 支給財物損壊担保特約条項^(※7) 固有

- ① 支給財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ② 支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊

【自動セット】 リース・レンタル財物損壊担保特約条項^(※8)

- ① リース・レンタル財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ② 消耗品または消耗材（潤滑油・燃料等の運転資材・電球等の管球類・キャタピラ・タイヤ等の移動用部品・ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。）に単独に生じた損壊
- ③ 汚損・すり傷・塗料の剥がれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、リース・レンタル財物の機能に支障のないもの

生産物賠償責任保険 基本補償

- 次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、団体代表者にお渡ししている約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。
 - ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った仕事の結果
 - ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示・虚偽表示
 - ③ 仕事が行われた場所に放置・遺棄された機械・装置・資材
 - ④ 次の財物の損壊・使用不能についての賠償責任
 - ・生産物
 - ・仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
 - * 以下「生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項」の付帯により、一部が補償対象（復活担保）となります。
 - 【自動セット】 生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項
 - ⑤ 完成品（生産物を原材料・部品・容器・包装として使用して製造・加工された財物）や製造品・加工品（生産物・完成品が機械・工具またはその制御装置である場合に、その機械・工具によって製造・加工された財物）の損壊・使用不能についての賠償責任
 - ⑥ 仕事の終了・放棄の前に発生した事故
 - ⑦ 正当な理由なく回収等の措置を行わなかったことにより生じた損害
 - ⑧ 事故の拡大・発生を防止するために講じられた次の財物の回収・検査・修理・交換その他の措置に要した費用
 - ・生産物または仕事の目的物（これらが一部をなすその他の財物を含みます。）
 - ・製造品・加工品（生産物・完成品が機械・工具またはその制御装置である場合に、その機械・工具によって製造・加工された財物）
 - ⑨ 次の生産物・仕事の結果

動産総合保険 オプション①

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害
- 火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害（保険の対象（ご契約の対象となる動産）の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）
- ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる動産）のかしによって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる動産）に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害（修理、清掃等の作業を除きます。）
- 保険の対象（ご契約の対象となる動産）の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等（修理・清掃等）の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。）

- ③ 損壊した支給財物の使用不能（収益減少を含みます。）
- ④ 建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み

*7 【基本補償】の①は、このオプションには適用されません。

- ④ リース・レンタル財物に対する保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊
- ⑤ 電氣的・機械的な原因により生じた損壊
- ⑥ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能（収益減少を含みます。）
- ⑦ 建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み

*8 【基本補償】の①は、このオプションには適用されません。

- a. 航空機またはロケット・人工衛星・宇宙船その他これらに類するもの
- b. aの胴体・翼・安定板・エンジン・操縦翼面・運航機器・着陸装置・電子機器・油圧機器・専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造・販売・提供した財物
- c. たばこ・電子たばこまたはその他のたばこ製品（それらの成分・構成部品・付属機器または装飾品を含みます。）
- d. aの保守・点検・修理の結果
- ⑩ サイバー攻撃
- ⑪ 石綿（アスベスト）・石綿の代替物質（これらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- ⑫ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑬ 排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑭ 医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ⑮ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- ⑯ ご契約者・被保険者の故意
- ⑰ 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議
- ⑱ 地震・噴火・洪水・津波・高潮
- ⑲ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑳ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

等

- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象（ご契約の対象となる動産）の機能に支障をきたさない損害（これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。）
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害（火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。）
- 被保険者（補償を受けられる方）と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）やこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる動産）の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害（保険の対象（ご契約の対象となる動産）の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）
- サイバー攻撃に起因する損害
- 次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
 - ・保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合

等

保険金をお支払いできない主な場合

サイバーリスク保険 オプション②

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- ・次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害（※1）
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供

- 給停止または障害
- ・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかりません。）
- ・被保険者相互間における損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

- ・生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：ITユーザー行為に起因する事故（※2）固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償：人格権・著作権等の侵害事故（※1）固有】

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかりません。）

【金融機関特定危険不担保特約条項】（※3）

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失

等

- （※1）「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。
- （※2）「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。
- （※3）記名被保険者が金融機関である場合に適用されます。

ご加入にあたってのご注意

<もし事故が起きたときは>

- 建設工事保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、動産総合保険
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

- サイバーリスク保険
（サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用、緊急対応費用を除く））
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

（緊急対応費用）

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。）にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

（上記以外）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

（共通）

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

システム上にご入力いただく★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

●建設工事保険

ご契約後にシステム上に☆が付された事項および次に掲げる事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってはご契約を解除することがあります。

- 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
- 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
- 危険が著しく増加すること。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または保険会社にご連絡ください。

●請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

ご契約後にシステム上に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●動産総合保険

ご加入後にシステム上で☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●サイバーリスク保険

ご加入後にシステム上に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

ご加入にあたってのご注意

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、建設工事保険（総括契約）、動産総合保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。建設工事保険（総括契約）、動産総合保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

ご加入方法

メリット
1

次年度のご契約手続きの利便性が向上します。

- ・加入者情報の入力省略が可能です。
- ・更新案内メールが届くため更新対応漏れを防止できます。

メリット
2

加入手続き完了後、いつでもマイページから加入内容を確認できます。

- ・手続き完了後自動でマイページが作成されます。
- ・加入者証もすぐにお手元で確認が可能です。



ご注意

保険料のお支払いは口座振込のみとなります。

お手続きの流れ

1

まずはトップページにアクセス

HP団体総合Web保険

検索

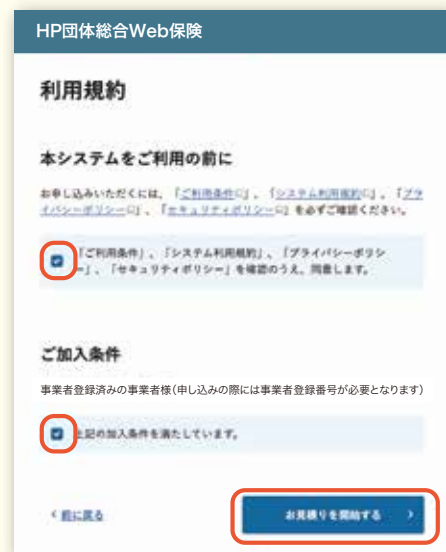


<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/pamphlet/P000050/202602/00001/qxJWtNzrhF>

トップページにアクセスし「お見積り・手続きに進む」をクリック

2

利用規約



「本システムをご利用の前に」「ご加入条件」にチェックして「お見積りを開始する」をクリック

3

お手続き方法選択



「新規加入を検討する方」をクリックし、「お見積りを開始する」をクリック。

(次ページに続く)

ご加入方法

4 商品選択・お見積り

事業者登録をされた方は「登録済」をご選択ください。
未登録・ご不明な方は取扱代理店までご連絡ください。

事業者届出番号、完成工事高を入力し、「プランを表示する」をクリック。

加入するプラン・契約タイプを確認後、「保険料を確認する」、「お手続きを開始する」をクリック。

5 ご本人確認・ご加入者情報の登録

ご本人確認で設定されたメールアドレス宛にご本人確認メールが届きます。メール本文にあるURLをクリック。

先ほど設定いただいたパスワードをご入力ください。

加入者区分についてご選択ください。

役員2名以上の法人または
従業員を雇用している個人事業主の場合

保守責任者のメールアドレスを入力し、設定されたメールアドレス宛に届いた認証コードをご入力ください。



ご加入者・被保険者情報をご登録ください。

個人または従業員を雇用していない個人事業主、
役員1名のみの法人の場合

6 告知事項

「告知事項」にお答えください。

7 お申込み確認

入力した「お申込み内容」をご確認ください。

8 重要事項説明書のご確認

Step1, Step2の内容に同意のいた
だいたうで、「この内容で申し込む」
をクリック。

9 お申込み受付完了

申込受付後、「申込受付完了」のメールが届きます。
お振込み先の口座番号で確認ください。



お支払期日までに、必ずお振込
みください。
※振込手数料はご加入者様負担
となります。

件名： ■要保存■団体保険 加入のお申込みを受け付けました

本文： 東海花子 様
いつもお世話になっております。ハウスプラス住宅保証です。
HP団体総合Web保険の団体保険への加入のお申込みを受け付けました。
■加入者番号: 0123456789

お申込みいただき、誠にありがとうございました。
下記口座へのお振込みをもってお手続きが完了となります。
以下、ご案内申し上げます。

《お支払内容》
■銀行: ○○○○銀行
■支店: ○○○○支店
■口座種別: 普通
■口座番号: 9876543210
■振込先: ○○○○代理店
■お支払保険料等: XXXXX円
■お支払期日: ○○年○月○日
※当該口座情報はお客様専用の口座であり、お客様ごとに異なります。
※振込手数料はご加入者様負担となります。

【加入者さま専用ページについて】
お申込み内容のご確認等ができる加入者さま専用ページをご利用いただけます。以下のURLより、下記ログインIDと、お申込み時にご自身で設定されたパスワードにてログインください。

【マイページURL】
■ログインID: 0123456789
■パスワード: お申込み時にご自身で設定されたパスワード

加入者さま専用ページについて

トップページからアクセスの場合は、
右上「ログイン」をクリック

HP団体総合Web保険

加入者さま専用ページ ログイン

本保険の加入者のみがログインできます。
一定時間内に複数回パスワードを誤ると、ロックがかかります。

手続き後に発信される申込
受付完了メールに掲載の
「ログインID」とご自身で設
定されたパスワードを入力
ください。

ID・パスワードをお忘れの
方はこちらから再通知・再
設定が可能です。

ご契約内容の確認（加入者証の閲覧・印刷） 更新のお手続き ご登録情報の変更 などを行うことができます。

事故発生時の対応方法

事故報告

- 事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、すみやかにハウスプラス住宅保証(株)にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内します。

1

損害の発生および拡大の防止

2

相手の確認

3

目撃者の確認

事故時のお問い合わせ先

ハウスプラス住宅保証株式会社 TEL: 03-4531-7216 (平日9:30~12:00、13:00~17:30)

*上記時間外の事故受付は東京海上日動安心110番(0120-720-110)にご連絡ください。

事故相談

- 賠償事故の場合、保険会社が、事故解決に向けて十分にご相談に応じさせていただきます。事故状況から判断した法律上の賠償の有無や過失割合および賠償額が妥当か否かについて検討し、アドバイスいたします。

〈示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。〉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険金のお支払い

- 事故のご連絡をいただいた後、ただちに保険会社から保険金請求書類をお送りします。保険会社等による損害状況確認後、必要書類記載のうえ、保険会社へご返送いただきますようお願いいたします。
必要手続き完了後、速やかに保険金をお支払いいたします。

「HP団体総合Web保険」お問合せ窓口

取扱代理店 **ハウスプラス住宅保証株式会社 インシュアランスセンター**
〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー17階
TEL: 03-4531-7216 FAX: 03-4531-7404

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**
(担当課)公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4122